

福島県沖地震被災地（福島県相馬市）へ市職員を派遣しました

本年3月16日に発生した福島県沖地震の被災地である福島県相馬市を支援するため、本市職員2名を派遣し、罹災証明書発行に係る家屋の被害認定調査を行いました。

被災地派遣の概要

【派遣先】

福島県相馬市

【派遣期間】

令和4年4月4日（月）から4月16日（土）まで

【派遣職員】

財務部資産税課職員2名

【派遣経緯】

本年3月16日に発生した福島県沖地震で最大震度6強を観測し、甚大な被害を受けた福島県相馬市より、罹災証明書発行に係る家屋の被害認定調査を行う職員の派遣要請が本市にありました。

相馬市では、市内全域で多数の家屋が損壊し、被災者の求めに応じた罹災証明書を発行するため、家屋の被害認定調査を行う人員の確保が急務となっていたことから、派遣要請を受け、家屋調査を担当している本市財務部資産税課の職員2名を派遣しました。

【活動内容】

罹災証明書発行のための家屋の被害認定調査（1次調査として外観による被害認定調査を実施）

- ・罹災証明申請のあった家屋の被害状況を確認（住家では外壁のひび割れや屋根の被害が多く、瓦屋根や石造りの蔵が崩れるなどの被害が多く出ている。）
- ・相馬市職員のほか、北海道から熊本県まで全国の自治体から派遣された職員と10班体制で約1,000件の調査を実施
- ・4月15日時点で、罹災証明書申請件数5,926件、うち調査依頼件数3,602件（調査済1,345件）
（参考：令和3年2月の福島県沖地震でも家屋の被害があり、その際の1次調査件数は1,615件）
- ・発災から1か月を経過した現在も、住家についての罹災証明書の申請及び調査依頼が続いており、迅速な対応が求められている状況